



バリアフリー改修された家屋の減額制度(固定資産税)

次の要件に該当する家屋については、バリアフリー改修工事完了から3か月以内に申告いただければ、当該家屋の翌年分の固定資産税が減額されます。

要件 ①～⑦の全ての要件を満たす必要があります

- 下記のいずれかの方が居住する住宅であること
- ①
 - ・ 65歳以上の方
 - ・ 要介護認定又は要支援認定を受けている方
 - ・ 障害者手帳の交付を受けている方
 - ② 新築されてから10年以上を経過した、貸家でない住宅であること
 - ③ 改修後の住宅の床面積が 40㎡以上240㎡以下 であること
 - ④ 店舗等併用住宅の場合は、床面積の1/2以上が住宅であること
 - ⑤ 補助金等を除く改修工事の自己負担額が50万円(税込) を超えること ※詳細は裏面参照
 - ⑥ 改修工事を令和13年3月31日までに行っていること
 - ⑦ 改修工事が完了した日から3か月以内の申告であること(原則)

減 額 内 容

当該家屋の固定資産税（改修工事が完了した年の翌年分）の1/3が減額になります。

※一戸当たり床面積100㎡分まで減額されます。

※店舗等併用住宅の場合は、住居部分(上限100㎡)に相当する固定資産税額の1/3が減額となります。

…当該家屋の固定資産税額×(住居部分面積/全体床面積)×1/3

必 要 書 類

- ① バリアフリー改修工事に係る固定資産税減額申告書
- ② 居住者要件を確認できる書類(いずれか一つ)
 - ・ 65歳以上の高齢者 …………… 住民票（納税義務者本人の場合は省略可）
 - ・ 要介護及び要支援認定者 …………… 介護保険被保険者証の写し
 - ・ 障害のある方 …………… 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の写し
- ③ 改修工事要件を確認できる書類(下記全て)
 - ・ 工事の内容を確認できる書類 … 工事明細書、図面等
 - ・ 改修工事箇所の写真 …………… 改修工事前、改修工事後
 - ・ 領収書
- ④ 国又は地方公共団体から補助金(給付金)等を交付されている方
 - ・ 交付(給付)決定通知書

注 意 事 項

- ・ 「耐震改修(認定長期優良住宅を含む)」、「省エネ改修(認定長期優良住宅に限る)」、「長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンション」に対する減額を受ける場合、または受けたことがある場合と、この減額制度を過去に受けたことがある場合は、この減額制度を受けることはできません。
- ・ 認定長期優良住宅ではない場合、「省エネ改修工事」に係る固定資産税の減額制度を併用することができます。

(裏面に続く)

対象工事と内容

対象工事		内容
1. 介助用の車いすで、容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事		—
2. 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良により、その勾配を緩和する工事		—
3. 浴室を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの	A	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
	B	浴槽を、またぎ高さの低いものに取り替える工事
	C	固定式の移乗台、踏み台その他高齢者等の浴室の出入りを容易にする設備を設置する工事
	D	高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
4. 便所を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの	A	排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
	B	便器を座便式のものに取り替える工事
	C	座便式の便器の座高を高くする工事
5. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事		—
6. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事		—
7. 出入口の戸を改良する工事で、次のいずれかに該当するもの	A	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
	B	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
	C	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
8. 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事		—

問合せ： 所沢市 財務部 資産税課

TEL: 04-2998-9068

E-Mail: a9068@city.tokorozawa.lg.jp